

# 國學院大學學術情報リポジトリ

官幣大社札幌神社の明治天皇増祀運動：  
北海道会及び帝国議会の動向を中心に

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-10-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 宮本, 誉士 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.57529/0002001002">https://doi.org/10.57529/0002001002</a>

## 官幣大社札幌神社の明治天皇増祀運動

——北海道会及び帝国議会の動向を中心に——

宮本 誉士

### 一、はじめに

明治二年（一八六九）五月の箱館戦争終結後、蝦夷地を北海道に改め、開拓長官以下官吏が北海道に赴任するに先立ち、同年九月一日、明治天皇の勅旨による「北海道鎮座神祭」（北海道開拓御祭典<sup>①</sup>）が神祇官で執行された。本稿は、その際に鎮斎された開拓三神（大国魂神・大那牟遲神・少彦名神）を祭神として創建された北海道総鎮守札幌神社（現、北海道神宮）に明治天皇を増祀<sup>②</sup>して北海道神宮と改称する運動（以下、増祀運動）の経緯について、その基点となった昭和戦前期の動向<sup>③</sup>を中心に考察することを目的とする。

官幣大社札幌神社<sup>④</sup>における明治天皇増祀については、北海道開拓が「明治天皇ノ叡慮ニ出」ることを「追懷奉戴シテ感奮興起ノ念ヲ新ニ<sup>⑤</sup>」することが開拓事業の進展に繋がると述べた、札幌神社宮司高松四郎の昭和十一年十二月二十六日付「明治天皇増祀願」にその事由が示されており、開拓三神の奉斎と開拓使事業の出發とが一体になった「北

海道鎮座神祭」を基に北海道開拓の守護神として創建された札幌神社が、「神社創立ノ沿革」においても明治天皇と密接な関係を有することは言うまでもない。昭和戦前期の増祀運動に関しては、既に『北海道神宮史 上巻』（第一法規出版、平成三年）、『新札幌市史 第四巻通史四』（北海道新聞社、平成九年）にその概要は示されたが、本稿が主題とするところの、北海道会における池田新三郎の発言と、それを契機とする内務大臣宛「明治天皇増祀願」及び帝国議会への建議案提出以降の動向は、改めて検証すべき課題である。

増祀運動に関する建議は、昭和十二年（一九三七）八月五日の第七十一回帝国議会衆議院建議委員会を皮切りに、第七十三回・第七十四回・第七十五回・第七十六回の帝国議会で「官幣大社札幌神社ニ明治天皇合祀ニ関スル建議案」が提出されており、「内地」において「天皇ヲ官社ニ奉祀致シマスルノハ、一神一社ニ限ルノ例」とする内務省神社局の見解によって、「慎重考慮ヲ要スル」とされる。こうした神社局の見解に対し、高松四郎は「拓殖計画の実施」などを掲げ、北海道を他府県とは異なる「特殊な地域」と主張する。このことは、昭和十二年八月八日付『北海タイムス』紙面に、第七十一回帝国議会の動向を、「北海道を内地府県並に扱ふか否かが問題解決の岐れ路」と報道する記事にも垣間見える。明治神宮創建の過程において、明治天皇奉祀神社は一社に限るとされており、「内地」において「天皇ヲ官社ニ奉祀致シマスルノハ、一神一社ニ限ルノ例」とする神社局の既定方針が、札幌神社の増祀運動においては北海道を「内地府県並」に扱うか否かを一つの焦点としたのである。

さらに神社局の見解として、「本来ノ由緒ニ影響ヲ及ボス」とする意見もあり、明治天皇増祀実現にはこれらの見解を覆すことが不可欠となる。結局のところ、戦時体制のために増祀運動は中断を余儀なくされたが、後述する通り、これら昭和戦前期の増祀運動を継承する形で戦後の明治天皇増祀は為されたのであり、ここでは昭和戦前期の動向を主に北海道神宮所蔵資料・北海道会関係資料・帝国議会関係資料などに依拠して考察する。

## 二、北海道会における明治天皇増祀に関する意見

「北海道鎮座神祭」で鎮斎された大國魂神・大那牟遲神・少彦名神の御霊代は、開拓使によつて銭函仮役所に仮安置され、札幌第一番御役宅に奉遷された後、明治三年（一八七〇）五月に仮社殿に奉安され、当初「一ノ宮」「勅祭社」等と称されたが、その後、明治四年（一八七二）五月十四日付「官社以下定額 神官職制等ニ関スル件」によつて「札幌神社」と社名が定まり、国幣小社に列し、明治五年には官幣小社、明治二十六年（一八九三）には官幣中社となり、明治三十二年（一八九九）には官幣大社に列格する。<sup>(16)</sup>

昭和戦前期における官幣大社札幌神社の増祀運動が展開した昭和十年（一九三五）前後の北海道は、札幌神社が官幣大社となつた明治三十二年の人口約九十二万人に比して、人口三百万人を超え、およそ三倍の人口を擁する地となり、昭和二年度以降の二十年計画で実施された第二期北海道拓殖計画（第二拓計）が推進された時分であつた。<sup>(17)</sup>

ちなみに、第二拓計は「第二期北海道拓殖計画案説明」<sup>(18)</sup>に拠れば、「北海道庁主管行政事務の権限内に於ける国有又は公私有未開地、若は海田の開発、人口の移殖並之が為必要な交通、産業並土木事業の全般に互り、本道拓殖促進の基調たるべき各般の施設経営を行ふ」ことを拓殖事業の範圍として、「（一）農耕適地約百五十八万町歩を墾成」すること、「（二）農業経営法を改善して牛馬約百万頭を充実」させること、「（三）移民約百九十七万人を収容して自然的増加とを併せ、総人口を少くも六百万人に達せしめん」とすることを主目的として、北海道を「大体に於て拓殖地の域を脱し、粗々府県と同一の制度に進出するを得べし」とする計画であつた。これについては、既に指摘される通り、計画時の耕地が七十九万町歩、牛四万頭、馬二万頭、人口二百五十万人であつたことに鑑みれば、実現困難な過大な目標を掲げた計画であつたといえる。<sup>(20)</sup>この第二拓計に関する議論は当時北海道会でも数多く為され、<sup>(21)</sup>過大な目

標のみならず昭和六年及び七年の凶作、昭和九年及び十年の冷害による凶作などが重なり、同計画は改訂を余儀なくされる。また、この時期の北海道会においては、第二拓計不振の状況を打開するための「道民性涵養」の議論も為されており、榎本守恵に拠れば、道民性涵養の具体的方策として、明治天皇の蝦夷地開拓の詔を根底に置いた「拓殖精神」「開拓精神」の振作が掲げられ、それが第二拓計を内面から支える精神として主張されたという。

こうした時代背景の中で、官幣大社札幌神社の増祀運動は、道会議員池田新三郎の北海道会における発言を基点として、北海道庁および札幌神社関係者、北海道選出の衆議院議員などの尽力によって展開される。ここでは、昭和戦前期における増祀運動の経緯を時系列的に整理することを目的として、池田の意見内容をまず確認したうえで、それが如何にして具体的な実現に向けての動きに展開したのかを検証する。

まず北海道会の議事録を確認していくと、第三十三回通常道会（昭和八年十一月二十二日―昭和八年十二月二十一日開催）の議事録において、昭和八年十二月十七日、池田が北海道に神宮を置くべきと述べた左の意見を確認することができる。<sup>(21)</sup>

将来増加シマス人口ノ点カラ申シマシテモ、本道二一ツノ神宮ノナイト云フコトハ、吾々道民トシテ非常ニ嘆キニ堪ヘナイ次第デアリマス、此ノ場合、此ノ由緒深キ官幣大社札幌神社ヲ昇格セシメルコトガ、国民思想ノ善導、其ノ他汎ユル方面カラ鑑マシテ、私ハ至当ト考ヘマス、(中略)明治大帝陛下ノ御懿徳ヲ俾ブ上カラ考ヘマシテモ、本道二一ツノ神宮ヲ置クト云フコトハ、三百萬道民何レモ雙手ヲ挙ゲテ賛成スルコトト思ヒマスガ、道庁当局ハ之二対シテドウ云フヤウナ御考ヲ持ツテオ出デニナリマスカ、此ノ昇格ノ申請ノアツタトキハ、即刻宮内省ニ御取次ニナル御方針デアリマスカ、此ノ点ヲ伺ツテ置キタイ、(以下略)

池田の右意見は、増加する人口の点もふまえて北海道に神宮を置くべきとする主張であり、それには札幌神社を昇格させて神宮とすることが至当であるとすると内容であった。この段階の池田の意見には、速記録によれば未だ明治天皇増祀に関する内容は含まれないが、「明治大帝陛下ノ御懿徳ヲ俾ブ上カラ考ヘマシテモ」とする文言もあり、明治天皇と北海道との関係性を意識したうえでの発言であることが知られる。ちなみに池田は、明治十九年福岡に生まれ、同二十六年に札幌に移住して米雑穀商を営み、商工会議所議員、札幌区会議員、札幌市会議員などを務め、昭和三年に札幌市選出の北海道会議員となった人物である<sup>(26)</sup>。また、現在の北海道神宮の第三鳥居脇にある社号標を昭和六年九月十一日に寄進し、札幌敬神講社祭典区代表委員を務めるなど、札幌神社の崇敬者としても熱心な人物であった<sup>(27)</sup>。この池田の意見に対する北海道庁学務部長後藤耕造の答弁は、「御趣旨ニツイテハ多分ノ賛成ヲ致シマス、但官幣大社ヲ神宮ニ昇格サセルコトハ、神宮ハ神社制度上特殊ノ神社デアリマス、故ニ札幌神社ヲ神宮ニ致スコトハ、實際問題トシテハ大キナ難カシイ問題デアルト云フコトヲ、御承知置キ願ヒタイト思ヒマス<sup>(28)</sup>」とするもので、神宮号の特殊性を以て官幣大社札幌神社を神宮とすることの困難さを指摘した内容であった。しかしながら、昭和九年五月二十二日付『北海タイムス』紙面において左の通り「札幌神社昇格運動順調」との見出しで報道された記事を見ると、詳細は明らかではないが、北海道会において満場一致で議決されたことを契機として道庁社寺兵事課長が上京して政府との折衝を試みたことを確認し得る。

官幣大社札幌神社の神宮昇格については今期道会に於てその要望が唱へられて以来急速にその運動が進められてを つたが愈々事務的に政府との折衝に入り目下上京中の伊藤道庁社寺兵事課長が極力関係方面の諒解に努めてるが順調なる進捗をみてる模様で或は案外早く実現するのではないかと非常に期待されるに至つた尚若し実現され

るときは北海道神宮と称ふる事となる模様である

右記事から推察すれば、昭和九年五月の段階では札幌神社を北海道神宮にすることは当初樂觀視される局面があったとも捉え得るのであり、このことは、昭和九年十二月二十三日に開催された第三十四回通常道会の調査委員会で、池田新三郎が「近郊二官幣大社札幌神社ガゴザイマス、ソレハ諸君ノ御支援ト御配慮ニ依リマシテ、日ナラズシテ北海道神宮ニナリマスカ、或ハ札幌神宮ノ名称ヲ付ケラレルコトニナリマスカ、孰レニ致シマシテモ宜シウゴザイマスガ、御昇格ニナルト私ハ信ズルノデアリマス」と述べた発言からも諒解されることである。<sup>(26)</sup>しかしながら、池田が主張する神宮号改称を実現するための具体的な動きは、昭和十一年十二月二十六日付で高松四郎が提出した内務大臣潮恵之輔宛「明治天皇増祀願」まで待たなければならなかった。ゆえに昭和九年以降の道会においても池田は北海道に神宮を置くべきとする意見を提出するのであるが、昭和十年に至って明治天皇を奉祀して札幌神社を神宮とする左の意見を北海道会において提案するに至る。<sup>(27)</sup>

次ニ御尋ネ申上ゲタイノハ、申スモ畏多イ次第デアリマスルガ 明治大帝御登極直後即チ明治二年九月一日、宮中神祇官ニ於カレマシテ当北海道ノ札幌ニ、札幌神社ノ御建設ヲ御付議アラセラレマシテ、(中略)無事札幌ニ奉安シ奉リマシテカラ今日ニ至ツテ居リマス、御由緒ノ最モ深イ当札幌神社デゴザイマス、近時動モスレバ、我 国体ノ上ニ疑義ヲ深メ、思想ノ混沌トシテ居ル今日、思想善化・国体明徴ヲ強調スル上ニ於キマシテモ、又東北・北海道・樺太ニ一ツノ神宮ヲ有タナイト云フコトハ、是亦深く考ヲ及ボサナケレバナラヌノデアリマス 聞ク所ニ依リマスルト、我ガ北海道ノ半分モ開拓ノ歴史ヲ有タナイ彼ノ台湾神社ガ台湾総督府ノ努力ト島民ノ熱意トニ因リマシテ、神宮ノ昇格運動ヲサヲサ怠リナイト承知致シテ居リマス、ドウゾ拓殖計画改訂ノ今日、尚明年ハ我

ガ北海道ニ錦旗ヲ御迎ヘ奉ルト云フ此ノ好機ニ於キマシテ、道会全員ノ賛意ヲ以チマシテ、御祭神ニ 明治大帝ヲ御祀リ戴クコトノ決議ヲシテ頂キマシタナラバ、内務省ニ在リマス汎ユル機関即チ神社調査会或ハ神社局・神社制度調査会此等ノ方面ハ申スニ及バズ、其ノ筋ニ長官ハ道民ノ意思ヲ齎ラサセラレマシテ、此ノ実現ニ御努力下サル御考ハ多分御有リニナルト思ヒマスルガ、念ノタメ御尋ネシテ置ク次第デアリマス。

右は第三十五回通常道会（昭和十年十一月二十二日―十二月二十一日開催）における昭和十年十二月六日の発言であるが、ここで池田は札幌神社に「明治大帝ヲ御祀リ戴クコト」を公式に意見したのである。それは、思想混沌の時代背景に対する思想善導の強調のみならず、東北・北海道・樺太に神宮がなく、対して台湾神社が「神宮ノ昇格運動」をしていることも踏まえて、北海道に神宮を置くべきと主張するものであった。さらに第二拓計の改訂にも言及したうえで、翌十一年に北海道で挙行される陸軍特別大演習に昭和天皇が御統監されることを好機として、明治天皇増祀の決議を求めたのであるが、これに対して、神社局長の経験があり神社行政に精通する北海道庁長官佐上信一は、北海道の総鎮守である札幌神社の待遇・繁栄に充分の力を効していきたいことは同感だが、「札幌神社ニ 明治大帝ヲ御合祀申上ゲルト云フコトハ、取扱上困難デハナイカト私ハ拝察致シテ居ルノデアリマス」と答弁し、実際に内務省が承認することは既定方針では難しいと述べるのみに止まった。

その後、昭和十一年の第三十六回通常道会（昭和十一年十一月二十七日―十二月二十六日開催）においても池田は同様の主張を展開し、これに対して、佐上に代わって北海道庁長官となった池田清は「尽力」する旨を答弁して、これ以降北海道庁と札幌神社が協力して明治天皇増祀に向けて努力することになる。ここでは、回通常道会において昭和十一年十二月三日、明治天皇増祀の経緯について主張した池田新三郎の発言内容と、それに対する池田清の答弁を

確認しておきたい。<sup>(34)</sup>

任ヲ此ノ道会ニ受ケマシテ十年ノ長キニ互ツテ居リマスルガ、此ノ完成ヲ見ルマデハ、私ハ毎年議員同僚ノ御許シヲ受ケマシテ申上ゲタイト思フ。ソレハ御由緒ノ最モ深い、此ノ北海道ノ総鎮護ノ神トシテ、オ互ガ敬信ヲ篤ウ致シテ居リマスル札幌神社ノ御昇格・御改称ヲ、此ノ場合特ニ長官ハ御骨折・御努力を願ヒタイ。(中略)吾々六十五名ノ道会議員ガ宜シク此ノ事ニ思ヲ致シマシテ、一昨年ハ総意ヲ以チマシテ、建議ヲ決議シタノデアリマス。デ此ノ議場ヲ通シマシテ、御改称竝ニ御昇格ノ決議ヲ致シマシタナラバ、長官ハ明日御上京ニナルサウデアリマスルカラ、御上京直後ニ此ノ実現ニ邁進ナサイマスルカ、長官ノ御考ヲ伺ツテ置キタイ。(中略)池田長官ハ、前任地ハ朝鮮デゴザイマシタサウデアリマスルガ、朝鮮ハ成程統治上ノ関係、對外関係モ大イニアルカモ知レマセヌガ、既ニ神宮トナツテ居リマス。本道三百万——躍進北海道ト謂ウテ居リマスル吾ガ北海道ニ、一ノ神宮ガ無イト云フコトハ、諸君、甚ダ心外ニ堪ヘヌ次第デアリマス。私ノ郷里ハ九州デスガ、七ツモ神宮ガ御在リト聞イテ居リマス。吾々前途ヲ祝福シテ居リマスル此ノ躍進北海道ニ、明治大帝ノ御偉業ヲ御齎キ申上ゲマスル上カラ稽ヘマシテモ、或ハ思想善化ノ上カラ云ツテモ、此ノ道民ノ郷土愛ヲ一層喚起スル上ニ於キマシテモ、今秋ノ特別大演習直後ノ記念スベキ此ノ秋ニ当リマシテ、斯ノ如キ事柄ハドウカ、各位ト共ニ一団トナリマシテ、此ノ実現ニ邁進致シタイト思ヒマスルガ、敬神ノ念ニ篤イ長官ハ、如何ナル御考ヲ御持チニナツテ居ルカ、此ノ場合伺ツテ置キタイ。

右の如く、朝鮮神宮の存在、九州における神宮の存在を掲げ、「躍進北海道」と称する人口三百万の北海道に神宮

がないことを心外と述べて、「札幌神社ノ御昇格・御改称」の「実現ニ邁進」するのかどうかを追及した池田新三郎の発言に対し、池田清は、「私コチラニ参リマシテ札幌神社ニ御詣リシ、サウシテ暫ク立ツ中ニ痛感シタコトハ、此ノ広大ナル面積ヲ有シ、三百万ノ人口ヲ抱擁シテ居ル我ガ札幌神社ノ御社殿、又境内ノ御模様、サウシテ御社格、是ハ到底此ノ儘ニ、私ガ長官トシテ視テ居ルコトハ出来ナイト云フコトヲ、痛感シタノデアリマス」と同意を示したうえで、「池田君ノ御議論ニ付テハ、私甚ダ微力デアリマスガ、今後尽力シテミタイト考ヘテ居リマス。併シナガラ、此ノ事ハ相当困難ナ問題デアリマス」と答弁したのである。前北海道庁長官佐上信一と同様に池田清もまた神社局長を経験し神社行政に精通した人物であるが、如上の経緯によって、神宮号改称の困難さを認めながらもその実現に向けて尽力することになる。

### 三、官幣大社札幌神社宮司高松四郎の動向と内務大臣宛「明治天皇増祀願」

第三十六回通常道会以降における増祀運動は、北海道庁長官池田清と札幌神社宮司高松四郎との連携によって、実現に向けての手続きが執られた。ちなみに高松は、明治八年福島県東白川郡棚倉町に生まれ、明治三十一年神宮皇學館本科卒業後、官幣大社平野神社禰宜、官幣大社松尾神社禰宜、内務省神社局神社考証嘱託、国幣中社弥彦神社宮司、別格官幣社東照宮宮司、官幣大社朝鮮神宮宮司、官幣大社樞原神宮宮司を経て、昭和九年四月十一日官幣大社札幌神社宮司となり、昭和十五年八月十日には官幣大社住吉神社宮司となり、戦後も住吉大社宮司を務めた。<sup>(36)</sup> 増祀運動に関わる高松の動向については、北海道神宮所蔵『昭和十一年 日誌 官幣大社札幌神社』に拠れば、昭和十一年十二月十八日、「午前十時宮司上庁 当社御祭神増祀ニ関シ上京中ノ池田長官ヨリ長橋学務部長宛 昨十七日至急調査上申

方文書ヲ以テ下命アリシヲ以テ 右ニ関シ部長永野庶務並社寺兵事課長ト打合ノタメナリ 乃チ宮司ヨリ内務大臣宛上申ノ儀至急取運ブ事トセリ」とあり、高松はその後、昭和十一年十二月二十六日付内務大臣潮恵之輔宛「明治天皇増祀願」を北海道庁長官池田清に提出する。これについては、昭和十二年一月九日付『北海タイムス』に「総鎮守札幌神社を北海道神宮に」との見出しで、その経緯が左の通り記事として掲載されている。

札幌郊外円山に鎮座在ます北海道開拓の総守護札幌神社に恐れ多くも本道にとり極めて御縁故深き明治天皇を奉祀申上げたいとの議が最近昂まつて来たが今回愈々これが具体化して旧臘末札幌神社高松宮司より右に関する願書が池田長官に提出されたのでかねてこの事につき熱意を持つてゐた同長官は直に内務大臣宛進達の手続を執つたもし明治天皇奉斎の御事が差許されることになれば札幌神社はこゝに北海道神宮に昇格し、名実ともに全国の大社に列すること、ならう札幌神社社務所では他方これに備へて社殿と神域に工費約三十万円を以つて大増改築を施す計画であり地方費からも昨年の道会で議決した補助額三万円の外に更に二万円の増額補助を近く開かれる道参事会に提案する模様である

右の通り、池田清の熱意と、高松が提出した内務大臣宛「明治天皇増祀願」によつて増祀運動の具体的な手続きが開始されたのであり、その後池田と高松は幾度も行き来することになる。<sup>(37)</sup>なお、右記事には左の「池田長官謹話」が付してあり、明治天皇増祀を三百万道民のために実現することを誓う池田の強い信念と覚悟を窺える。

私は赴任以来之れを我北海道の歴史竝に実情に鑑み総鎮守たる官幣大社札幌神社に三百万道民の仰慕し奉る明治

天皇を奉祀申上げなければならぬと存じ之れが実現したいと念じて居つたのでありますが昨年未札幌神社より之に關する願書が参りましたので早速内務大臣に進達する事と致しました(中略)本道の開拓及札幌神社の創立は実に明治天皇の勸慮に基くものでありますから明治天皇を本道の総鎮守である札幌神社に奉祀申上げ三百万道民と共に天皇の御聖徳を永遠に瞻仰し敬神尊皇の大義を振作致したいと思ひまして其の実現に付き努力致し度いと存する次第であります

こうして昭和十二年一月七日、高松宮司からの「明治天皇増祀願」を受けた北海道庁長官池田清は、同年一月八日付「官幣大社札幌神社祭神増祀の件具申<sup>(38)</sup>」を内務大臣潮恵之輔宛に提出する。この「明治天皇増祀願」こそは、明治天皇増祀の実現に向けた具体的手続きの基点となる文書であり、その事由を確認する意味も含めて、少々長くなるが全文を掲げておきたい。<sup>(39)</sup>

#### 明治天皇増祀願

当神社ハ明治維新ノ当初北海道開拓ヲ決セラルルヤ明治二年九月一日勅シテ神祇官ニ三柱ノ開拓神ヲ鎮齋セシメ給ヒ同月二十一日開拓使長官御靈代ヲ奉シテ赴任ノ途ニ就キ之ヲ開拓使庁内ニ奉祀シ祭儀拳ケテ開拓使官吏ニ任シ居候従ツテ當時勅祭社ト称シテ社号ナク神官モ無之候處明治四年六月初メテ札幌神社ノ社号ヲ附シ国幣小社ニ列セラレ同年九月現社地ニ社殿ヲ新営ノ上奉遷致シ爾來社格ハ累進シテ官幣大社ニ至リ候義ニ有之候

北海道ノ地国初以來我カ領土ニハ有之候得共往時蝦夷地ト称シアイヌ人ノ居住ニ委シ全ク遐域ノ觀ヲ呈シ來リ候モノ 明治天皇ニ至リ初メテ皇恩ニ浴スルコトヲ得候次第ニ有之爾來開拓ノ業着々功ヲ奏シ今ヤ十一州三百万ノ

道民ハ齊シク 明治天皇ノ盛徳鴻恩ニ感泣シ其ノ熱誠年ト共ニ切ナルモノ有之当神社明治節祭当日ハ官民上下学  
生兒童ノ参拜境内ニ溢レ候有様ニ候

謹ミテ開拓ノ当初ヲ回顧致候ハ明治二年六月四日議定鍋島直正ヲ蝦夷開拓督務ニ任シ給ヘル時

蝦夷開拓ハ 皇威隆替ノ関スル所一日モ忽ニス可ラス汝直正深ク国家ノ重ヲ荷ヒ身ヲ以テ之ニ任センコトヲ  
請フ其憂国済民ノ至情 朕嘉納ニ堪ハス独恐ル汝高年遽ニ殊方ニ赴クコトヲ然レトモ 朕之ヲ汝ニ委ス 始

テ北顧ノ憂ナカラン仍テ督務ヲ命ス 他日 皇威ヲ北疆ニ宜ル汝方寸ノ間ニアルノミ汝直正懋哉

ノ詔書ヲ賜ハリ更ニ又同年八月二十五日開拓使長官東久世通禧ニ

北海道開拓ハ 皇威隆替ノ所係方今至重ノ急務ニ候 今般彼地へ出張数百里外殊方ノ寒疆ニ其事務ヲ管督候

事不容易艱難一入苦勞 思食候 就テハ向後土地墾闢人民蕃殖北門ノ鎖鑰巖ニ樹立シ皇威御更張ノ基ト可相

成様勉勵尽力可有之旨御沙汰候事

ノ御沙汰書ヲ賜ハリ候次イテ維新倉皇ノ際且ハ交通至難ノ僻陬タル本道ニ明治九年同十四年ノ兩次ニ亘リテ親シ  
ク行幸アラセ給ヒシコトヲ追懷シ奉レハ直ニ恐懼感激ノ外無之候

本道ノ開発ハ 明治天皇ノ勅慮ニ出テ 天皇ノ之ニ対シ給ヘル御軫念ノ如此深厚ニアラセ給ヒシコトヲ懷ヒ奉レ

ハ道民ノ 天皇ヲ仰慕欽尚シ奉ルコト寔ニ故アリト奉存候

近時本道官民一致拓殖計画ノ改訂ニ力ヲ致セル秋偶々陸軍特別大演習ヲ挙行アラセラレ

天皇陛下御統裁ノタメ大纛ヲ本道ニ進メサセ給ヒ其ノ前後ニ於テ道内各地ニ臨幸アラセラレ親シク現状ヲ嚮シ  
給ヒ更ニ当神社ニ行幸アラセラレ候テ本道開拓ノ神ヲ御拝礼アラセ給ヘルヲ拝シ候テ道民ハ懷ヲ当神社創立ノ開  
拓当初ニ致シ 明治天皇ノ勅慮ニ対シ奉ル感激ハ更ニ一層切実ヲ加ヘ候様ニ被存候

殊ニ本年十月十日

天皇陛下函館港御召艦上ニ於テ池田北海道庁長官ニ

本道ニ來テ各方面ノ施設著者進捗シテキル狀況ヲ見寔ニ憚シク思フ将来一層官民協力シテ開拓ニ努力シ其ノ  
成果ヲ収メル様ニ

トノ優渥ナル御言葉ヲ下シ賜ヘルヲ承リ道民上下拳ツテ開拓ニ畢生ノ努力ヲ決意致候際ニモ有之候ニ付当神社ニ  
明治天皇ヲ増祀シ奉候ハハ道民ハ 天皇ノ勅慮ヲ追懷奉戴シテ感奮興起ノ念ヲ新ニシ拓殖ノ事業亦大ニ挙リ可申  
更ニ現下ノ國際情勢ニ鑑ミ候テ国家的重要性ヲ加ヘシ北海道ノ思想産業両方面ニ与フル影響亦頗ル偉大ナルコト  
ト奉存候何卒 明治天皇ヲ当神社ニ増祀ノ義御治定被仰出候様特別ノ御詮議ヲ賜ハリ度此段奉願候也

昭和十一年十二月二十六日

官幣大社札幌神社宮司 高 松 四 郎

内務大臣 潮 恵 之 輔 殿

右願書には、札幌神社創建の経緯とともに北海道の開発が明治天皇の勅慮に基づくゆえに「道民ノ 天皇ヲ仰慕欽  
尚シ奉ルコト寔ニ故アリト奉存候」とあり、明治天皇と北海道および札幌神社との関係が述べられている。さらに昭  
和十一年の陸軍特別大演習において昭和天皇が池田清長官に対して「将来一層官民協力シテ開拓ニ努力シ其ノ成果ヲ  
収メル様ニトノ優渥ナル御言葉ヲ下シ賜ヘル」ことに言及し、これにより「道民上下拳ツテ開拓ニ畢生ノ努力ヲ決意  
致候際ニモ有之候」との現況を述べたうえで、明治天皇増祀によって、さらに道民が勅慮を追懷奉戴して拓殖事業が  
進み、「北海道ノ思想産業両方面ニ与フル影響亦頗ル偉大」であると、増祀願の事由を記している。

前掲「明治天皇増祀願」提出後、詳細は明らかではないが、一月十二日、「祭神増祀并ニ社殿造営ノ儀ニ付」、内務省と打合せのため高松は東京市に出張する<sup>(40)</sup>。詳細を確認し得るのは、およそ半年後の昭和十二年七月、高松が上京して内務省神社局長児玉九一、総務課長中村四郎、考証課長宮地直一を訪問し、明治天皇増祀のことを懇請した際のことである<sup>(41)</sup>。しかしながら、その際の神社局側の見解はそれを頗る困難と判断するものであつて、高松が記した「札幌神社社務引継説明書」によれば、宮地の意見の要旨は次のようなものであつた。

第一 明治天皇は、内地に於ては明治神宮以外に奉祀することを許さざる内規あり。北海道は、外地にあらざるを以て不可能なり。

第二 札幌神社祭神中、大那牟遲神、少彦名神は神代の臣下の神なり。臣下の神に天皇を合せ祀るは、大義名分に反す。

第三 札幌神社に明治天皇を合せ祀るは、従来祭神を蔑視するに当る。

これは、宮地の意見を高松が要約したものであるが、右の如き意見に対して、高松は各種行政上「府県」と「北海道」とは異なるのであり、拓殖計画の実施などはこれを証明していることを主張し、「北海道」と「内地」を同一に律することは実情認識に不足していると反駁した。また、明治天皇によつて鎮斎され古来国作りの神として崇敬されてきた大那牟遲神・少彦名神を単に神代臣下の神とし、臣下の神の故を以て天皇を同一神社に祭祀することを「大義名分に反す」とするならば、氣比神宮における仲哀天皇、応神天皇と武内宿禰命との合祀、金刀比羅宮における大物主命と崇徳天皇との合祀はどう説明するのかなどの意見を提示し、宮地と弁駁、応答を重ねたという。最後に宮地は

「此は結局吾々属僚の処理し得る問題にあらざれば、大臣の辺りに於て解決せられたし」と述べ、この段階ではこれ以上の具体的な進捗を見ることができないと判断したようである。因みに、第三の点についての見解は、高松四郎「明治天皇増祀否認論反駁」<sup>(43)</sup>によれば、次のような内容であった。

明治昭和に至りて、滋賀県官幣大社日吉神社に大己貴神を（従来大山咋神）、官幣大社香椎宮に仲哀天皇を（従来神功皇后）、京都市護国神社に和氣広蟲公を（従来和氣清磨朝臣）合祀し、更に、別格官幣社靖國神社に、屢次新祭神を合祀せるは周知の事実なるも、何人かこれに依りて、従来の祭神を蔑視する感を懐くものあらんや。況んや、最近、官幣大社平安神宮に、孝明天皇を合祀し、滋賀県に、天智天皇を祭神とする官幣大社近江神宮の創立を承認せる内務当局の言としては、其の條理一貫せず、矛盾の甚しきものあるを怪しまざるを得ざるなり。

こうして高松は、神社局側から提示された見解を逐一反駁し、それを矛盾甚だしいものとして退けたが、その後も上京の機会毎に明治天皇増祀の実現に向けて神社局に督促を繰り返すことになる。しかしながら、神社局長の更迭が頻繁で説明懇請を繰り返すのみとなり、さらに考証課長の更迭もあって停滞を余儀なくされた<sup>(44)</sup>と高松は後に述べる。実際のところ、高松が神社局と交渉した昭和十二年以降、昭和十五年八月までの期間において、神社局長は児玉九一が転出して中野與吉郎が就任し、考証課長は宮地直一が転出して阪本廣太郎となり、<sup>(45)</sup>期待通りの進捗を得られなかったことは想像に難くない。

## 四、帝国議會衆議院建議委員會における建議案提出の動向

## (一) 第七十一回・第七十三回帝国議會

その後、高松が内務省神社局に明治天皇増祀のことを懇請した翌月、第七十一回帝国議會（昭和十二年七月二十五日―昭和十二年八月七日開催）衆議院建議委員會において、「官幣大社札幌神社二明治天皇合祀ニ関スル建議案（木下成太郎君外十五名提出）」が提出される。<sup>(47)</sup> なお、同建議案提出の中心となった木下成太郎は、慶応元年但馬国豊岡藩に生まれ、帝国大学予備門に学び、厚岸町にて漁業・農牧業を営み、厚岸町会議員、北海道會議員などを務めたほか、「札幌毎日新聞」の刊行、帝国美術学校（現在の武蔵野美術大学）の創立などにも関わり、北海道第五区から選出された衆議院議員である。<sup>(48)</sup> 建議案の全文を左に掲げておく。

## 官幣大社札幌神社二明治天皇合祀ニ関スル建議

官幣大社札幌神社二明治天皇合祀ノ方途ヲ講セラレムコトヲ望ム

右建議ス

## 官幣大社札幌神社二明治天皇合祀ニ関スル建議案理由書

官幣大社札幌神社ハ明治天皇ノ勅ニ依リ明治二年九月一日神祇官ニ於テ開拓神ヲ鎮齋シ同月二十一日開拓使長官之ヲ奉シテ赴任シ札幌ニ遷座シ奉レルモノナリ

北海道ノ開発ハ明治天皇ノ勅慮ニ出テ夙夜軫念ヲ垂レサセ給ヒシコト恟ニ恐懼感激ニ堪エサル所ナリ今ヤ拓殖計畫ノ改訂ヲ図ル際開拓ノ当初ヲ回顧シ明治天皇ノ皇恩ヲ欽尚シ奉ル念愈切ナリ

此ノ際明治天皇ノ鎮齋セシメ給ヘル開拓神ニ明治天皇ヲ合祀奉ラハ三百万道民ハ天皇ノ叡慮ヲ追懷奉戴シテ感奮興起ノ念ヲ新ニシ拓殖ノ業績亦大ニ挙ルニ至ラン且又現下ノ国際情勢ニ鑑ミ国家的重要性ヲ加ヘシ北海道ノ思想界ニ与フル影響亦大ナルヲ信ス  
是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

右建議案が初めて提出された第七十一回帝国議会衆議院建議委員会では、昭和十二年八月五日、北海道第二区選出の東武議員から趣旨説明が為され、それに対して政府委員の内務政務次官勝田永吉から、「明治神宮が東京市ニ出来マスル際ニ於キマシテモ、各地方デ 明治天皇ヲ奉祀致シタイト云フ希望ガ沢山ゴザイマシタノデアリマスルガ、ソレヲ兎ニ角明治神宮デ御祀リスルト云フコトデ祀」った際の経緯を考えると、北海道で明治天皇を奉祀した際には各地から同様の申出があると推察され、内務省としては相当慎重に考えるべきとする答弁が為される。さらに北海道第三区選出の大島寅吉議員は、北海道の開拓は明治天皇の聖慮に基づくものであり、道民は聖旨を奉じて開拓に奮闘邁進してきたのであって、「今回更ニ一層御聖徳ヲ俥ビ奉リ、以テ拓殖精神ノ発揚ニ努メタイト言フ念願」から、明治天皇増祀の建議を提出することを説いた。これに対し、群馬県選出の須永好議員から、明治天皇増祀に賛成して不敬になるかどうか懸念されるが、明治神宮に奉祀されている明治天皇を官幣大社札幌神社に奉祀することは差支えないことなのかどうか、これを内務省に伺うことなしに軽率には賛成できない旨の発言があり、勝田政府委員からは内務省として直ちに解決できない内容であるとの答弁が為される。ここで広島県第三区選出の土屋寛議員から、「本案ハ速ニ可決ヲ致シ、内務省ニ於テ適當ニ御考慮ノ上、建議ノ趣旨ノ貫徹ニ努メラレンコトヲ希望致シテ置キマス」との動議があり、「官幣大社札幌神社ニ明治天皇合祀ニ関スル建議」は、今後の内務省の考慮によるとの留保付で一応

の可決を見る。<sup>(19)</sup>

なお、同建議委員会から三日後の昭和十二年八月八日付『北海タイムス』紙面においては、「札幌神社に明治天皇合祀 建議案採択さる」との見出しを付して、「可決はされたが内務省側の答弁は直に同意する訳には行かず十分研究したいとの極めて頼りないものであつた之は内務省内に「内地において明治天皇を新たに奉祀するを得ず」との内規があるからである北海道を内地府県並に扱ふか否かが問題解決の岐れ路」とする報道が為された。

その後、第七十三回帝国議会（昭和十二年十二月二十六日―昭和十三年三月二十六日開催）衆議院建議委員第二文科会（外務省・内務省・大蔵省・文部省・農林省・商工省及厚生省所管）においては、昭和十三年二月二十四日、改めて「官幣大社札幌神社ニ明治天皇合祀ニ関スル建議案（木下成太郎君外十五名提出）」が提出される。同会議では、北海道第四区選出の松尾孝之議員から、明治天皇を増祀して北海道民が御聖恩を追慕して拓殖のために進むことは、「思想的ニモ、或ハ其他産業文化ノ進展ノ上カラ見マシテモ、頗ル緊要」とする建議案提出の趣旨説明があり、同委員会に政府委員として出席していた北海道庁長官及び神社局長の意見を徴したうえで、建議案の可決を望むとした。その際の北海道庁長官石黒英彦及び内務省神社局長児玉九一の意見は次のような内容であった。

○石黒政府委員 只今ノ御話ノコトハ洵ニ大切ナコトデアリマシテ、道治ノ根本トモ申スベキコトデハナカラウカト考ヘテ居リマス、道ト致シマシテモ慎重ニ是ハ考ヘテ居リマス、内務当局トモ此点ニ付キマシテハ慎重ニ話合ヲシテ居リマスカラ、左様御諒承ヲ願ヒマス

○児玉政府委員 建議ノ御趣旨ハ洵ニ御尤デゴザイマス、只今北海道長官ノ申サレマシタヤウニ、色々研究ヲ重ネテ居ルノデゴザイマス、只今御述ベニナリマシタヤウニ、札幌神社ニハ開拓ノ神デアラル、大己貴神、大国魂

神、少彦名神ヲ御合祀ニナツテ居リマシテ、之ニ明治天皇ヲ合祀サレルト云フコトニナリマス、札幌神社本来ノ由緒ニ影響ヲ及ボス嫌ガアルノガ難点ノ一ツデアリマス、モウ一ツハ、現在ノ内地ニ於ケル天皇ヲ御祀リスル取扱ノ例ヲ申上ゲマス、内地ニ於テハ天皇御一方ニ対シテハ一神社ニ奉祀シテ、二神社以上ニハ奉祀セヌト云フ主義ヲ採ツテ居リマス、ソレデ之ニ特例ヲ認メナケレバナヌコトニナリマス、其二点ガアリマスノデ、尚ホ能ク慎重ニ研究ヲ致シテ善処致シタイト思ヒマス

右政府委員の説明に対し、栃木県第二区選出の木村浅七議員から、直ちに建議案を実現することは困難との説明のように伺ったが、「本建議案ノ趣旨ノ実現出来ルヤウニ、政府ニ於テモ何等カ適當ナ方策ヲ御考ヘ願ヒタイト思ヒマス、兎ニ角本建議案ニ付テハ政府ニ於テモ十分御考慮ヲ願ヒタイト云フ意味ニ於テ、可決アランコトヲ願ヒマス」との動議があり、建議案は再度可決される。<sup>(39)</sup>

## (二) 第七十四回・第七十五回・第七十六回帝国議會

その後、第七十四回帝国議會（昭和十三年十二月二十六日―昭和十四年三月二十五日開催）衆議院建議委員会においても、昭和十四年三月十一日、「官幣大社札幌神社ニ明治天皇合祀ニ関スル建議案（木下成太郎君外十五名提出）」が提出され、北海道第三区選出の田代正治議員が前掲「官幣大社札幌神社ニ明治天皇合祀ニ関スル建議案理由書」を朗読し、満場の賛成をもって可決した。<sup>(40)</sup>

前掲「札幌神社社務引継説明書」に拠れば、第七十四回帝国議會における建議案可決の翌月、神社局長児玉九一が北海道庁長官半井清に対し、「第一、天皇の奉祀は、頗る重大事件なり」「第二、札幌神社に、明治天皇を合祀するは、前祭神を軽うずるに当る」「第三、明治天皇を別に奉祀するは可なるも、札幌神社に合祀は不可なり」とする見解を

示したとあり、第七十三回帝国議会における兎玉の発言と比すれば、「合祀」は不可だが、「奉祀」は可とする点、具體的な進捗の跡がみえる。これに対し、高松宮司は、内規で否認してきた神社局が「明治天皇奉祀」を可としたことを「本道の特殊關係を認識したるに因るものなるべし、慶賀に堪へず」と喜んだが、「別個に奉祀の義は大に考慮」すべきとした。つまり、別に明治天皇奉祀の一神社を創立したならば、「衆皆札幌神社を顧みずして、新神社のみに蝟衆參拝するに至らん。如此は、明治天皇当初の勸慮に対し、又現祭神に対し、真に恐懼に堪へざるなり」と憂慮し、それゆえ対策として、別祀の理由が天皇を臣下の神の神社に祀ることを否とする名分論にあることから、明治天皇奉祀の新神社を創立してこれに札幌神社祭神を合祀すれば、名分も立ち双方の趣旨も貫徹し得ると半井長官に説いたところ、直ちに同意を得て、この方針が進むことになったといふ。<sup>(32)</sup>

こうして一進一退が続く中、昭和十四年十月、高松は再度上京して神社局総務課長中村四郎に調査の促進を要望し、越えて一日、同課長室において考証課長阪本廣太郎、事務官宇佐美毅、祭務官飯田秀眞、考証官補梅田義彦、祭務官補胡麻鶴醇之、属中出慎一<sup>(33)</sup>を召集して審議をおこなった。<sup>(34)</sup>この際の議論では、「北海道、沖縄県、其の他新開地を除く外は、天皇祭神は一神社に限る義」とする内規が提示され、これまでの議論では内規による否認とされたが、「北海道・沖縄県・其の他新開地」では可能とした。しかしながら、「内規に於ては支障なきものなるも、神社局の意見として之を否認し来れるもの」とする説明があり、高松は「之を聴きて啞然たり」と記している。この内務省の説明は、先述の兎玉の意見に合致するものではあったが、内規による否認ではなく「神社局の意見」による否認とするところに、これまでの意見を撤回するものがあり、否認の理由は次の二点とされた。<sup>(35)</sup>

第一、臣下の神を祭れる神社に、天皇を合せ祀るは、大義名分に反す。

第二、札幌神社は、明治天皇の勅慮に出で、三柱を祭れるものなれば、之に更に祭神を加ふるは、同神社の由緒を覆すものなり。

これは、先述の宮地が掲げた理由のうち、「内地」における明治神宮以外の明治天皇奉祀は不可とする内規を外した二点であったが、これに対する審議の帰結要点は、第一の点に關しては氣比神宮における仲哀天皇、応神天皇と武内宿禰命とを合祀する先例があるものの、「過去の不得止特例」であり、第二の点に關しては住吉神社において後世これを創祀した神功皇后を合祀したことが近似の先例としてあるものの、「創立由緒の趣を異にするを以て、同一には論じ難し」とするものであった。こうした応答を重ねること半日に及んだ後、中村総務課長は「本日調査の結果に依れば、半ば可能と認めらるゝが如し。更に審議を重ねんには、支障なきに至るには非ずや」と述べたものの、高松はこの日の審議において絶対否とする理由がなかったゆえに、最後に「其の大義名分論の過去は不得止特例と云へるは、諒解に苦しむ。大義名分は、古今を一貫せざるべからず。此の点、再考を切望す。願くば更に調査を尽され、速に其の成立を得しめられたし」と希望を述べたといふ。<sup>56)</sup>

さらに同日、高松は考証課長阪本廣太郎と面し、兎玉が半井に対して「明治天皇を別に奉祀するは可」と述べた旨を話したところ、その議は与り知らないとの返答があり、さらに内務省が通過しても宮内省の意見が難関であり、その主任者は掌典星野輝興であると伝えられて、宮内省を訪ねる。そして高松が審議の経過及び最近の私案を星野に述べたところ、全て同意され、これを考証課長に告げて速進を要望し、さらに機会毎に督促したものの、神社局の局議決定を見る前に局長総務課長の更迭に会して議論は停頓することになったと、高松は後に述べる。<sup>57)</sup>

その後も「官幣大社札幌神社ニ明治天皇合祀ニ関スル建議案」は、昭和十五年・同十六年にも帝国議会で可決され

るが、内務省政府委員の見解は「既定方針」を遵守するに止まる。その背景には、高松と内務省神社局との交渉において、北海道が「内地」であるか否か、北海道が「特殊な地域」であるか否かの対立があったことは前述の通りであるが、昭和十四年十月の高松と神社局との審議では、「明治天皇奉祀」に関しては可とする見解で合致したのであり、「半ば可能」と見られるまでに議論は進捗したのである。その後、昭和十五年に開催された第七十五回帝国議会における建議案は、この昭和十四年十月の審議内容を受けて提出されたと考えられるのであり、北海道神宮所蔵『自昭和十五年一月 日誌 札幌神社』には、昭和十五年一月二十八日、高松が木下成太郎宅を訪問した記録がある。<sup>(38)</sup>

第七十五回帝国議会（昭和十四年十二月二十六日―昭和十五年三月二十六日開催）衆議院建議委員會議録には、昭和十五年三月十六日、「官幣大社札幌神社ニ明治天皇合祀ニ関スル建議案（木下成太郎君外十五名提出）」について、最も熱心に尽力してきた木下成太郎の左の発言がみえる。<sup>(39)</sup>

本案ハ随分長イ間ノ希望デアリマシテ、北海道全体トシテ屢々其ノ筋ニ請願ヲ致シ、建議ヲ致シテ居ルノデアリマスガ、今日ハ最早殆ド最後位ナ積リデ此ノ建議ノ説明ヲシテ見タイト思ヒマス、随テ茲ニ提出シテアリマス建議ノ理由書ハ至ツテ簡單ニ書イテアリマス、私ハ此ノ建議ヲ幾度カ重ネテセンケレバナラスコトニ至リマシタ其ノ経過ヲ申上ゲテ、当局ノ御参考ニ供シタイト思ヒマスガ、是ハ単リ北海道民バカリデナク、日本全国各方面ノ意見モ徴シテ居ルノデアリマスカラ、全国ノ希望モ明カデアリマス、（中略）三度、四度、五度斯ノ如キ建議ヲ致シテ政府ヲ鞭撻致シテ居リマスル其ノ所以ハ何処ニアルカト云ヒマスルト、是ハ先年内務省ト話シマシタ時分ニハ 明治天皇増祀ニ付テハ勿論異論ハナイ、併シ其ノ内規アルガ為ニ増祀ハ出来ヌト云フコトノ一点張デアリマス、ソレヲ段々調べテ見マスルト、内規ガアルト云フヤウナコトハ此ノ事柄ヲ拒ム為デアツテ、内規モ何モナ

イノデアリマス、サラバト云ウテ、ソレデハ日本全国ニ臣下ノ神様ヲ祀ツテ居ル所ニ 天皇ガ増祀セラレテ居ル所ハナイカト言ヒマス、是モ当局ガ御調ニナルマデモナク能ク御承知ノ筈デアリマスルガ、日本全国ニ数箇所アルノデアリマス、サウスルト曩ニ内規アルガ為ニ増祀ノコトハ出来ヌト云フコトヲ言ハレテ居ツタノモ嘘デア、ソレカラ又臣下ノ神ヲ祀ツテアル所ニ 天皇ヲ増祀スルコトガ出来ルト云フコトモ事實ガ証明シテ居リマシテ、此ノ事ニ依ツテモ嘘ヲ言ウテ居ツタコトニナル、今日私共ノ立場カラ申スト、我国ノ人心ガ動搖致シテ居リ、殊ニ官僚ノ思想ガ間違ツテ来テ居ル、昔ノ役人ト今ノ役人トノ思想ガ非常ニ違ツテ居ル、斯ウ云フコトヲ矯メテ行クニハ、地方カラ中央ニ及ボシテ行カナケレバナラヌト思ヒマス（中略）尚ホ是ガ詮議ヲセラレズ、此ノ儘言ヲ左右ニ託シテ放擲セラレルト云フヤウナコトデアリマスレバ、尚ホ更ニ吾々ハ政府ニ要望致シ、幾年経ツテモ吾々ノ此ノ希望ハ捨テヌ積リデゴザイマス、此ノ切ナル北海道民ノ希望ト、尚ホ又現在将来ニ於テ北海道ノ富ト云フモノガドレダケノ重要性ヲ持ツテ居ルカト云フコトヲ当局ノ人ハ顧ミラレタラ宜カラウト思フ（中略）不幸ニシテ神社局長官ガ屢々迭ルノデアリマス、コチラノ方ノ希望ヲ言ウテモソレヲ聴カレタ人ハ転任ヲシテ居ラレ、又其ノ次ニ来タ人ニ言ウト又転任シテ居ラレヌト云フヤウデ話ガ何時デモ新ニナルノデアリマス、今日ノ長官ニハ御目ニ掛ツテ居リマセヌケレドモ、兎モ角モ今日只今此ノ建議案ガ出マシテ建議案ニ依ツテ陳情致シ、併セテ道民ノ永イ間ノ宿題トシテ要望致シテ居リマスコトヲ、篤ト御考ヲ願ヒタイト思フノデアリマスルガ、只今内務省ノ係リノ方ガ御出マシニナツテ居リマスレバ一寸御尋ネシテ見タイト思ヒマス、此ノ合祀願及ビ建議案ハ年々歳々出テ居リマスノデ、札幌神社ニ対スル御考ハモウ著イタデゴザイマセウカ、只今申述べマシタ如ク曩ニモ内規ニ依ツテ之ヲ許可セラレヌト云フコトヲ言ハレテ居ラレタガ、ソレガ嘘ダト云フコトハ、ハツキリシテ居ルノデアリマスガ、ドウ云フ所デ政府者トシテハツキリセズ、脇ノコトニ言葉ヲ藉リテ之ヲ御嫌ヒニナルノデア

ルカ、此ノ経緯ヲ一通リ新ラシイ御方ニ向ツテ御尋スルノ御氣ノ毒デアリマスケレドモ、道民ヲ代表シ国民ヲ代表シテ居リマス者トシテハ斯ウ云フヤウナコトカラ是正シテ貫ヒタイト思ヒマス

右の通り、木下は「最早殆ど最後位ナ積リ」で「明治天皇増祀願」提出以降の経緯を説明し、高松の議論を敷衍しながら、神社局が内規のために否とする言説を「嘘デアル」と主張し、明治天皇増祀についての内務省の見解を尋ねる。これに対する内務政務次官鶴見祐輔からの答弁は、札幌神社への明治天皇増祀は、「本来ノ由緒ニ影響ヲ及ボスノ嫌ヒガアリマスバカリデナク、内地ニ於キマシテハ 天皇ヲ官社ニ奉祀スルハ一神一社ニ限ルノ例デアリマスノデ、本件ハ尚ホ慎重ニ考慮ヲ要スルモノガアル」と述べて、これまでの議論を繰り返したに過ぎず、進捗はなかった。寧ろ先述した昭和十四年十月における高松と神社局との交渉で提示された、「北海道、沖縄県、其の他新開地を除く外は、天皇祭神は一神社に限る義」とする内規が反映されない点で、後退したと謂わざるを得ない。結局のところ、最後に木下から「モウ一遍篤ト御調ニナツテ、議ノ熟シタ所デ御意見ヲ承ル」ことにして、「今日ハ建議案ノ趣意ト尚ホ吾々ノ希望ヲ当局ニ申上ゲマシテ、此ノ建議案ハオシマヒニシタイ」との発言を以て、可決するが、事態は変わらなかつた。<sup>(60)</sup>

その後、「官幣大社札幌神社ニ明治天皇合祀ニ関スル建議案」は第七十六回帝国議会（昭和十五年十二月二十六日―昭和十六年三月二十五日）衆議院建議委員会にも提出され、昭和十六年二月二十日、趣旨説明をおこなった北海道第四区選出の松尾孝之議員は、明治天皇増祀が実現すれば、「北海道民ハ日夕 明治大帝ノ叡慮ヲ追懐奉戴シテ、感奮興起ノ念ヲ新ニシテ、拓殖ノ業績ガ又大ニ挙ガルニ至ルデアラウト思ハレル」との提出理由を述べた上で、内務当局の意見を求めた。これに対し、政府委員として出席していた内務省土木局長成田一郎は、明治天皇増祀について、

「本来ノ御由緒ニ、影響ヲ及ボスノ嫌ヒガアルト考ヘラレルノデアリマス、又 天皇ヲ官社ニ奉祀致シマスルノハ、一神一社ニ限ルノ例トナツテ居リマスルノデ、此ノ案件ニ付キマシテハ、尚ホ慎重考慮ヲ要スルモノト考ヘテ居ル」と述べるのみで、第七十五回帝国議会における内務政務次官鶴見祐輔の答弁とほぼ同じ内容を繰り返し、進展がないまま可決される。<sup>(65)</sup>

こうして帝国議会における建議案は何れも可決されるが、内務省もしくは政府の考慮を促すのみに止まった。このことは、実行可能性を一旦脇においてその「趣旨」を重視して可決する当時の帝国議会建議委員会の審議方法にも関わるが、提出された建議案が否決されるケースは稀であり、衆議院議長から内閣総理大臣に建議内容を記した意見書が送付されて以降の所管である内務省の処理が実現を妨げていたことは明らかである。<sup>(66)</sup>

結局のところ、昭和十四年四月に兎玉が半井に提示した「明治天皇を別に奉祀するは可」とする意見も、同年十月に神社局が高松に提示した「北海道、沖縄県、其の他新開地を除く外は、天皇祭神は一神社に限る義」とする内規も、帝国議会の議論には反映されずに終始したのであり、この第七十六回帝国議会を最後として、これ以降建議案が提出されることはなかった。このことは、高松が昭和十五年八月に転出し、建議案提出に中心的役割を果たした木下が昭和十七年十一月十三日に歿した<sup>(67)</sup>ことも考慮すべきであるが、戦時体制のために札幌神社における増祀運動は中断を余儀なくされたのであり、明治天皇増祀は実現しないままに戦後を迎えたのである。

##### 五、結びに代えて — 明治天皇増祀の実現 —

以上、昭和八年から十六年にかけての官幣大社札幌神社における増祀運動の経緯を概観してきたが、結局のところ、

「内地」においては「天皇ヲ官社ニ奉祀スルハ一神一社ニ限ルノ例」とする神社局の内規に対し、北海道を他府県とは異なる「特殊な地域」と主張した高松の見解は、帝国議会衆議院建議委員会における内務省政府委員に最後まで退けられ、「既定方針」を覆すことは叶わなかった。

昭和十四年四月には、児玉が「明治天皇を別に奉祀するは可」とする見解を示し、さらに同年十月の高松と神社局との審議においては、「北海道、沖縄県、その他新開地を除く外は、天皇祭神は一神社に限る義」とする内規も提示されたのであり、「半ば可能と認めらるゝ」まで進捗したかに見えたが、これ以降も帝国議会における政府委員の答弁は、「内地」においては「一神一社ニ限ルノ例」とする従前通りの見解に終始し、最後の建議案提出となった昭和十六年二月二十日の第七十六回帝国議会衆議院建議委員会においても「慎重考慮ヲ要スル」とされたことは、すでに述べた通りである。このことは、北海道が「内地府県並」の扱いを受けたことを意味すると同時に、内務省の「既定方針」を覆すことが如何に困難であったかを物語る。こうして、昭和戦前期の増祀運動は種々の理由で実現の前に中断を余儀なくされたが、その要望は戦後の増祀運動に引き継がれる。それが如何なる経緯で明治天皇増祀及び神宮号改称を実現したのかを、最後に述べておきたい。

#### (一) 戦後における札幌神社の増祀運動

戦後、神社本庁包括下となった札幌神社における増祀運動は、昭和二十七年二月二日の総代会にて責任役員に選出された福島利雄が逸早く動き始めたことを基点とする。<sup>(66)</sup> 福島は、昭和戦前期の増祀運動を北海道会議員として推進した池田新三郎（札幌市会議員を兼務）と札幌市会議員を同時期に務めた政治家で、熱心な札幌神社崇敬者として戦前期から札幌敬神講社祭典区代表委員などを務めて活躍しており、<sup>(67)</sup> 昭和二十八年二月十五日に責任役員として神社本庁事務総長高階研一と面談した際には、社殿の改築修理、明治天皇増祀について相談し、さらに札幌神社の社名を北海

道神宮もしくは札幌神宮とすることも方針付けた。<sup>(8)</sup>

そして、昭和二十九年五月には札幌神社宮司石井昌胤（昭和二十九年二月十六日就任）が着任挨拶に参上の際、神社本庁事務総長吉田茂から明治天皇御増祀、北海道神宮改称の件は早急に実現すべきことであり努力を約束するとの言葉があり、神社本庁調査部がこれを取扱い、手続き並びに調査を実施することが確約されたのである。その後、昭和二十九年八月十七日の札幌神社総代会において、「祭神増加並神宮号に御改称の件」を決議した際には、福島が議長を務め、石井が次のように述べた記録がある。<sup>(9)</sup>

明治天皇を御増祀申し上げるといふことも神宮と御改称申し上げるといふことも神社の国家管理時代には種々なる理由のもとに容易でない事情があつたので御増祀といふ事も、神宮号御改称といふことも一大難関に当面していたのであります。しかるところ御承知の通り現今は神社は宗教法人として出発することに相成りましたので本件にかかる幾多の重大要件の内面的、外面的な法的取扱や神社自体の考え方も自然と変つてまいつていように推察致すものであります。よつて私は此の時札幌神社の多年の要望でございます札幌神社御鎮斎の御創設者で遊ばされる明治天皇を御増祀申し上げ且つは明治天皇の札幌神社御鎮斎の御聖旨に帰順して北海道神宮と御改称申し上げます一日も一刻も速に実現申し上げます次第でございます。

神社本庁の確約を受けて為された右発言が契機となり、総代会満場一致の賛成を得て、昭和二十九年十二月二十六日、神社本庁統理鷹司信輔宛「祭神増加並神宮号に御改称の件申請」の提出に至るが、昭和三十年十一月一日には福島利雄が逝去し、翌三十一年一月三十一日には石井昌胤が退任したことで、増祀運動は一時停滞を余儀なくされる。

しかしながら、昭和三十二年五月に就任した札幌神社宮司佐伯芳彦、責任役員・総代会をはじめとする札幌神社関係者の努力と神社本庁調査部長岡田米夫をはじめとする神社本庁関係者、そして宮内庁、明治神宮、北海道神社庁各関係者との交渉が実を結び、北海道神宮に相応しい社殿造営と奉賛会結成の準備が進められ、昭和三十六年二月九日には札幌市内の敬神講社各祭典区を奉賛会支部として札幌神社奉賛会が発足する（奉賛会総裁・北海道知事町村金五、会長・広瀬経一）。

また、昭和三十七年十二月からは北海道市長会長、同町村会長、道内神社宮司、札幌神社氏子崇敬者の宮内庁長官宛陳情書の取り纏めがおこなわれ、翌三十八年二月二十日、神社本庁を通じて宮内庁長官に提出された。そして昭和三十八年六月六日には、明治天皇御増祀並びに社名を北海道神宮と改称の件、上聞に達したことを知らせる文書（宮内庁長官官房宮発第三二一号）が宇佐美毅宮内庁長官名で神社本庁統理佐佐木行忠宛に届き、翌三十九年九月には本殿以下社殿が竣工する。そして昭和三十九年九月二十一日には、祭神増祀並社名改称を宮内庁長官宛に報告し、明治天皇御霊代並御料拝受のために宮司が上京。同年九月二十五日に御霊代並明治天皇御料黄櫨染御袍を拝受し、十月五日には明治天皇御増祀鎮座祭が執行されたのである。

## （二）札幌神社から北海道神宮へ

以上の経緯で札幌神社は、昭和戦前期からの念願であった明治天皇増祀を実現することで、北海道神宮と改称する<sup>(20)</sup>。それは明治天皇の勅旨による「北海道鎮座神祭」を淵源とする札幌神社を同鎮祭の意義に則した社名に改称することもあった。このことは、岡田米夫執筆と目される「札幌神社に明治天皇を増祀し社名を北海道神宮と改めることを妥当と認める理由書」<sup>(21)</sup>（以下、理由書）において、札幌神社創立の濫觴となった「北海道鎮座神祭」の眼目が、「北海道全体の開拓のため、北海道そのものに御鎮座あらしめようとする」ことにあり、札幌のみの鎮守ではなく、北海

道の総鎮守として創建されたゆえに、「札幌」の社名を「北海道」に改訂することは至当であると見る見解に表明される。

さらに同理由書には、「旧規程に従へば、内地の旧官国幣社にあつては、明治天皇の奉祀は、明治神宮以外には許さざるやに承はつてゐるが、北海道開拓の特殊性に鑑み、明治神宮当局に於ても、札幌神社創立の由緒に照らし、同神社に天皇の神霊を増祀奉斎のことは当然とされている」と付記があり、「祭神中に明治天皇を増祀するに於ては、社号を神宮号と改められるとも宮号宣下の先例の上より見るも、不可なきものと認むべきである」と明治天皇増祀及び神宮号改称の妥当性が述べてある。なお、岡田米夫は神祇院考証官を経て、神社本庁調査部長、教学研究室長などを歴任し、明治天皇増祀の手續及び調査にあたっては神社本庁側の中心的役割を果たした人物であるが、福島利雄の依頼を受けて昭和二十八年から調査をはじめた当初より、明治天皇増祀と社名改称を妥当と考えたようであり、岡田が戦前の動向を踏まえて戦後の手續を為したことも前掲理由書に明らかである。

こうして、戦後の基点となった福島 of 行動を契機とする札幌神社関係者の尽力で、神社本庁、宮内庁、明治神宮、北海道神社庁など各関係機関の協力を得て、社殿造営、奉賛会結成、陳情書提出等の諸手續きが為され、昭和三十八年には上聞に達し、翌三十九年十月、遂に札幌神社は大国魂神・大那牟遲神・少彦名神を一座、明治天皇を一座として奉祀する北海道神宮となったのである。

## 註

- (1) 明治二年九月一日、神祇官で執行された「北海道鎮座神祭」については、宮内庁書陵部所蔵『北海道鎮座神祭』、日

本史籍協会編『開拓使日誌二』（東京大学出版会、昭和六十二年）等の記録があり、後者には、「巳九月朔日 北海道開拓御祭典」（七二―七六頁）とある。『北海道神宮史 上巻』（第一法規出版、平成三年）、一二―一九頁参照。

- (2) 「明治天皇増祀」については、帝国議会議院建議委員会に提出された「官幣大社札幌神社ニ明治天皇合祀ニ関スル建議」に見られる通り、「明治天皇合祀」とも称されるが、札幌神社宮司高松四郎から内務大臣宛に提出した昭和十一年十二月二十六日付「明治天皇増祀願」が昭和戦前期の増祀運動の画期となったことに鑑み、本稿では文書名及び引用以外は「明治天皇増祀」で統一する。

- (3) 昭和戦前期の札幌神社における増祀運動については、『北海道神宮史 上巻』（第一法規出版、平成三年、三二―三三〇頁）、『新札幌市史 第四巻通史四』（北海道新聞社、平成九年、一〇五―一〇五四頁）参照。

- (4) これまでの札幌神社（北海道神宮）研究には、開拓三神を奉祀する札幌神社―台湾神社―樺太神社の系譜を述べ、「朝鮮神宮の天照大神の奉斎をもって、植民地の官幣大社には「領土開拓ノ神」である大國魂神がふさわしいとする官幣大社札幌神社以来の神学は終焉し、皇室の祖先神である天照大神を直接祀る新たな神学が成立」したとする高木博志「官幣大社札幌神社と「領土開拓」の神学」（岡田精司編『祭祀と国家の歴史学』塙書房、平成十三年）、札幌神社が「台湾神社等の「海外」神社と大きく異なるのは、はじめから官幣大社として創出されることなく、北海道の発展とともに、自身の社格を徐々に上げていった点にある」と指摘する福原紗綾香「札幌神社の形成過程」（『学習院史学』四四、平成十八年三月）のほか、札幌神社の社殿他建造物を建築学の視点から分析した今野晶人・駒木定正「札幌神社（北海道神宮）の本殿・拝殿の変遷について」（『日本建築学会北海道支部研究報告集』七七、平成十六年七月）、駒木定正「札幌神社（北海道神宮）旧斎館と参集所（昭和六年）の比較について」（『社団法人日本建築学会「學術講演梗概集 F-2」建築歴史・意匠二〇〇四、平成十六年七月）、明治初期札幌の都市形成と札幌神社の成立過程及びその象徴的意義について考察した天野太郎「明治初期の札幌市街地形成における札幌神社―札幌都市形成期における神社の象徴的意義―」（『地域と環境』研究会『地域と環境』八九、平成二十一年三月）、明治二年神祇官にて鎮祭された大國魂神について国学者の言説や明治政府の外交政策に言及して分析した中野裕三「札幌神社の祭神―大國魂神の神徳をめぐって」（『國學院大學研究開発推進センター研究紀要』第七号、平成二十五年三月）などがある。さらに通史として刊行された『北海道神宮史 上巻』（第一法規出版、平成三年）、『北海道神宮史 下巻』（第一法規出版、平成七年）があるほか、札幌神社（北海道神宮）を札幌市史に位置づけた『新札幌市史 第二巻通史二』（北海道新聞社、平成三年）、『新札幌市史 第三巻通史三』

- (北海道新聞社、平成六年)、『新札幌市史 第四卷通史四』(北海道新聞社、平成九年)、『新札幌市史 第五卷通史五(上)』(北海道新聞社、平成十四年)、『新札幌市史 第五卷通史五(下)』(札幌市、平成十七年)などの記述もある。これら従来の研究を顧みれば、開拓三神の鎮齋から官幣大社列格に至る経緯や海外神社との関連で言及する研究に比して、明治天皇増祀・神宮号改称を対象とする研究蓄積は未だ少ない。なお、札幌神社を海外神社との関連で言及する研究には、近藤喜博『海外神社の史的研究』(昭和十八年)、小笠原省三編『北海道拓殖と神社』(海外移住文化研究所、昭和二十六年)、菅浩二『日本統治下の海外神社―朝鮮神宮・台湾神社と祭神―』(弘文堂、平成十六年)、青井哲人『植民地神社と帝国日本』(吉川弘文館、平成十七年)などがある。
- (5) 北海道神宮所蔵『明治天皇合祀関係書類類綴 札幌神社』。
- (6) 『北海道神宮史 上巻』(第一法規出版、平成三年)、一七―一九頁。
- (7) 池田清『官幣大社札幌神社祭神増祀の件具申』北海道神宮所蔵『明治天皇合祀関係書類類綴 札幌神社』。
- (8) 札幌神社における明治天皇増祀運動の経緯については、『北海道神宮史 上巻』(第一法規出版、平成三年)、『北海道神宮史 下巻』(第一法規出版、平成七年)のほか、『新札幌市史 第四卷通史四』(北海道新聞社、平成九年)、一〇五三―一〇五四頁、『新札幌市史 第五卷通史五(上)』(北海道新聞社、平成十四年、九五〇―九五二頁)にそれぞれ記述があるが、北海道会及び帝国議会における動向の分析は為されていない。
- (9) 「第五類第一号 第七十六回帝国議会議院建議委員会議録(速記) 第三回」昭和十六年二月二十日、一一頁。
- (10) 「第五類第一号 第七十六回帝国議会議院建議委員会議録(速記) 第三回」昭和十六年二月二十日、一一頁。
- (11) 高松四郎『札幌神社社務引継説明書』高松忠清編『高松四郎遺文選 松廼舎遺稿』(昭和三十五年)、三七七―三八二頁。
- (12) 昭和十二年八月八日付『北海タイムス』「札幌神社に明治天皇合祀 建議案採択さる」。
- (13) 大丸真美『明治神宮の鎮座地選定について』(『明治聖徳記念学会紀要』復刊第十七号、平成八年四月)、山口輝臣『何卒御鎮座地に御選定相成度……明治神宮の候補地に映る東京』(『史淵』第百三十九輯、平成十四年三月)、同『明治神宮の出現』(吉川弘文館、平成十七年)など参照。
- (14) たとえば、現在の近代北海道史研究においては、桑原真人が近代北海道をして「まさしく非「内地」そのもの、即ち内国植民地であった」(『近代北海道史研究序説』北海道大学図書刊行会、昭和五十七年、四頁)と指摘する議論に代表される通り、「内国植民地」概念によって北海道を分析する議論がある。こうした旧憲法下における「内地」としての

- 近代北海道を非「内地」もしくは「内国植民地」とする議論は、北海道が沖繩とともに他府県とは異なる「制度的格差」の下にあったと捉えて、近代の北海道開拓を捉え直すことを目途とするが、桑原は昭和初期以降、「北海道は次第に「内国植民地」的性格を払拭し、「内地」化の方向を辿りはじめた」とも指摘する（『近代北海道史研究序説』、一二頁）。
- (15) 『第五類第三号 第七十三回帝國議會衆議院建議委員第二分科（外務省、内務省、大蔵省、文部省、農林省、商工省及厚生省所管）會議録（速記）第二回』昭和十三年二月二十四日、一四頁。
- (16) 『北海道神宮史 上巻』（第一法規出版、平成三年）参照。
- (17) 大正九年以来ほぼ五年毎に実施した国勢調査に基づく人口の推移を纏めた北海道開発調整部統計課編『北海道統計百年の歩み』（北海道統計協会、昭和六十年、四三―四四頁）に拠れば、北海道の人口は大正十四年が二四九万八六七九人、昭和五年が二八一万二三三五五人、昭和十年が三〇六万八二八二人、昭和十五年が三二七万二七一八人、昭和二十年が三五一万八三八九人であるが、平成十七年の北海道人口が五六二万七三七七人であることを顧みても、第二期北海道殖計画が掲げた目標人口六百万人が如何に過大な目標であったかが知られる。
- (18) 北海道庁編『新撰北海道史 第六卷史料二』（北海道庁、昭和十一年）「第二期北海道殖計画案説明」、八八一―九六五頁。
- (19) 第二期北海道殖計画については、榎本守恵「北海道第二期殖計画―その成立の意義―」『明治国家の展開と民衆生活』（弘文堂、昭和五十年）、永井秀夫・大庭幸生編『北海道の百年』（山川出版社、平成十一年）「七 第一次世界大戦と北海道」、田端宏・桑原真人・船津功・関口明著『北海道の歴史』（山川出版社、平成十二年）「九章 十五年戦争と道民」など参照。
- (20) 永井秀夫『日本の近代化と北海道』（北海道大学出版会、平成十九年、二五―二六頁）は、第二期北海道殖計画に ついて、「それ以前の土木万能主義とは異なつて産業振興にかなりの重点を置いた」ことで、「戦後の新しい北海道開発に連なるような要素」を幾つか見出せると評価する。
- (21) 北海道議会議事事務局編『北海道議会議史 第三卷』（昭和三十七年）、北海道議会議事事務局編『北海道議会議史 第四卷』（昭和三十八年）参照。
- (22) 北海道議会議事事務局編『北海道議会議史 第三卷』（昭和三十七年）に拠れば、第三十二回通常道会（昭和七年十一月二十八日―昭和七年十二月二十四日開催）において、後志支庁選出の道議員小川原政信から、「道民性涵養とは如何な

ることか」との質問があり、これに対して北海道庁長官佐上信一が、「道民性の涵養は、本道民に対し、北海道民という自覚―、北海道々民の特長を十分發揮する意味の性格を養うのである」(六四一頁)と答弁した記録があり、池田新三郎が北海道に神宮を置くべきと述べた翌八年の第三十三回通常道会においても道民性涵養について議論された記録がある。

- (23) 榎本守恵『北海道開拓精神の形成』(雄山閣出版、昭和五十一年)「第五章 道民性論議と開拓精神論」。
- (24) 「第三十三回通常道会議事速記録 第九号 昭和八年十二月七日」北海道立図書館所蔵『第三十三回通常道会議事速記録』、三五四頁。
- (25) 『第十三版 大衆人事録 北海道 奥羽 関東篇』(昭和十五年)、『北海道樺太名士大鑑』(昭和十年増補再版)。
- (26) 北海道神宮所蔵『昭和三年度以降 札幌敬神講社代表委員名簿 札幌神社社務所』。
- (27) 『北海道神宮史 下巻』(第一法規出版、平成七年)、五九四頁参照。
- (28) 「第三十三回通常道会議事速記録 第九号 昭和八年十二月七日」北海道立図書館所蔵『第三十三回通常道会議事速記録』、三五六頁。
- (29) 札幌市教育委員会編『新札幌市史 第四卷 通史四』(北海道新聞社、平成九年)一〇五三頁。
- (30) 「議案第一号 調査委員会議事速記録 第二号 昭和九年十二月二十三日」北海道立図書館所蔵『第三十四回通常道会議事速記録』、三十頁。
- (31) 「第三十五回通常道会議事速記録 第七号 昭和十年十二月六日」北海道立図書館所蔵『第三十五回通常道会議事速記録』、二四一頁。
- (32) 北海道庁長官佐上信一は、明治天皇増祀が内務省の既定方針では困難である理由として、「明治大帝ヲ御祭神トスルトコロノ神社ノ事デアリマスルガ、是ハ御承知ノ通り、明治大帝御崩御ノ後デ明治神宮ノ創設ニ関スル調査会ガ出来マシテ、ソコデ 明治大帝ヲ奉祭スル神社ハ全国デ一社、明治神宮ニ限ルト云フコトノ決定ニナツテ居リマシテ、吾々ガ内務省ニ居リマスル際ニモ、明治大帝ヲ御迎ヘシタイト云フヤウナコトヲ出願シタ神社ガ、全国ニ幾多アリマシタケレドモ、悉クソレニ対シマシテハ既定方針デ、明治大帝ヲ御合祀申上ゲルコトニ付テハ、内務省デ承認ヲシナカツタヤウナ関係デアリマス」と述べる。「第三十五回通常道会議事速記録 第七号 昭和十年十二月六日」北海道立図書館所蔵『第三十五回通常道会議事速記録』、二四六頁。

- (33) 池田清は明治十八年生まれ、東京帝国大学法科大学法律学科(独法)卒業後、文官高等試験に合格し、警視庁を経て、神社局総務課長、京都府警察部長、内務省神社局長、朝鮮総督府警務局長などを歴任し、昭和十一年四月二十二日から昭和十二年六月五日まで北海道庁長官を務めた。秦郁彦編『日本近現代人物履歴事典』第二版(東京大学出版会、平成二十五年、三九頁)、歴代知事編纂会編『日本の歴代知事 第一巻』(昭和五十五年、一六二頁)参照。
- (34) 「第三十六回通常道会議事速記録 第四号 昭和十一年十二月三日」北海道立図書館所蔵『第三十六回通常道会議事速記録』、一二四―一二五頁。同通常道会において、北海道庁長官池田清は、「産業を開発して三百万道民の経済的繁栄を期するとともに、道民精神を振作更張し以て道義北海道を確立し精神文化の建設に邁進したい」と述べる。
- (35) 「第三十六回通常道会議事速記録 第四号 昭和十一年十二月三日」北海道立図書館所蔵『第三十六回通常道会議事速記録』、一三〇頁。
- (36) 高松忠清編『高松四郎遺文選 松廬舎遺稿』(昭和三十五年)、北海道神宮所蔵「旧職員履歴書綴 宮司之部 権宮司之部 札幌神社」参照。なお、高松は檀原神宮宮司時代、紀元二千六百年記念事業について、昭和九年二月三日、神社局総務課長児玉九一と相談し、貴族院より建議案提出の方法を講ずることにしたが、その計画腹案を神社局長石田馨に提示した際には「同意するを得ず」と退けられる。しかしながら、その後高松は貴族院に建議案を提出し、建議案「官幣大社檀原神宮ノ規模神域整美ニ関スル建議」は同年三月二十五日、貴族院を通過する(「官報号外 昭和九年三月二十六日 第六十五回帝国議会議事速記録第三十三号」)。そして、同建議案通過後の昭和九年四月十一日、高松は檀原神宮から転出し、札幌神社に赴任する。その発令後、高松は神社局長石田馨と次のような遣り取りをしたという。高松四郎「北海道左遷の真相」(前掲『高松四郎遺文選 松廬舎遺稿』、三三八―三三九頁)に依れば、高松は、「今回懲罰の左遷に処せられたるは、いかなる理由なりや」と問質し、石田は、「決して左遷にはあらず、適材適所の転任なり」と述べる。さらに高松は、「権宮司の設ある勅祭社より普通神社への転任は、懲罰左遷にあらずして何ぞや。苟くも懲罰に処するに当りては、能く其の理由を、明瞭ならしめざるべからず(中略)今回の事、吾も人も均しく左遷なりと解せり。願はくは明に説明せられたし」と迫るが、「猶決して然らず」と石田は繰り返したという。このことを「赴任神社に対する何等の指示又説明もなく、適材適所の転任といふことの理由を知るに由なかりき」と高松は記す。以上の経緯は、檀原神宮における紀元二千六百年記念事業に関する建議案提出のことも含めて、官幣大社札幌神社の増祀運動における建議案提出の背景として付記しておく。

- (37) 北海道神宮所蔵『昭和十二年 日誌 官幣大社札幌神社』。
- (38) 北海道庁長官池田清が「明治天皇増祀願」を受け、内務大臣潮恵之輔宛に提出した同年一月八日付「官幣大社札幌神社祭神増祀の件具申」には、「神社創立ノ沿革ニ徴スレバ恐多クモ最モ御縁故ノ深キヲ拝スルヲ以テ札幌神社ニ 明治天皇ヲ増祀シ一面 御聖徳ヲ永遠ニ瞻仰シ敬神尊皇ノ大義ヲ振作スルハ刻下ノ急務ト被存候條特別ノ御詮議ヲ以テ 明治天皇増祀ノ義御治定仰出候様御取計相成度 右具申候也」とある。
- (39) 高松四郎「明治天皇増祀願」北海道神宮所蔵『明治天皇合祀関係書類綴 札幌神社』。
- (40) 北海道神宮所蔵『昭和十二年 日誌 官幣大社札幌神社』。
- (41) 北海道神宮所蔵『昭和十二年 日誌 官幣大社札幌神社』には、昭和十二年七月二十四日、「宮司ニハ明治天皇増祀並境内整理事業ニツキ内務省ト打合ノタメ七日間ノ予定ヲ以テ午後四時五十分発急行ニテ上京セラル」とあり、同年八月二日、「午後一時半ヨリ宮司先般上京セラレ内務当局等ニ対シ明治天皇合祀ニ関スル諸問題並造営問題ニツキ打合セラレタル状況ニツキ詳細説明ヲ宮司室ニ於テ禰宜・主典ノ職員ニサレタリ」との記載もみえる。高松四郎「札幌神社社務引継説明書」における昭和十二年七月の内務省との交渉経緯は、この出張時のものと推察される。
- (42) 高松四郎「札幌神社社務引継説明書」高松忠清編『高松四郎遺文選 松廼舎遺稿』（昭和三十五年）、三七七—三八一頁。
- (43) 高松四郎「札幌神社社務引継説明書」高松忠清編『高松四郎遺文選 松廼舎遺稿』（昭和三十五年）、三七七—三八一頁。
- (44) 高松四郎「明治天皇増祀否認論反駁」高松忠清編『高松四郎遺文選 松廼舎遺稿』（昭和三十五年）、三七三—三七六頁。
- (45) 高松四郎「札幌神社社務引継説明書」高松忠清編『高松四郎遺文選 松廼舎遺稿』（昭和三十五年）、三七七—三八一頁。
- (46) 「職員録 昭和十二年七月一日現在」「職員録 昭和十四年七月一日現在」「内務省人事総覧 第三卷」（日本図書センター、平成五年）参照。
- (47) 「第五類第一号 第七十一回帝国議会議院建議委員會議録（速記）第五回」昭和十二年八月五日、三十四頁。
- (48) 橘文七編『木下成太郎先生伝』（木下成太郎先生伝刊行会、昭和四十二年）。木下の経歴については、本文に掲げたほか、第四十四回帝国議会議院建議院（大正十年三月十八日）、第四十五回帝国議会議院建議院（大正十一年三月十七日）、第四十六回帝国議会議院（大正十二年三月六日）にそれぞれ提出した「漢学振興ニ関スル建議案」が大東文化大学の前身となつた大東文化学院設立を基礎付けたこと、第六十三回帝国議会議院建議院（昭和七年八月二十八日）提出の「日本の古典教育ノ振興並普及ニ関スル建議案」が採択されたことも、その業績として付記しておく。

- (49) 「第五類第一号 第七十一回帝国議会衆議院建議委員會議録(速記) 第五回」昭和十二年八月五日、三四頁。
- (50) 「第五類第三号 第七十三回帝国議会衆議院建議委員第二分科(外務省、内務省、大蔵省、文部省、農林省、商工省及厚生省所管) 會議録(速記) 第二回」昭和十三年二月二十四日、一四頁。
- (51) 「第五類第一号 第七十四回帝国議会衆議院建議委員會議録(速記) 第八回」昭和十四年三月十一日、三四頁。
- (52) 高松四郎「札幌神社社務引継説明書」高松忠清編「高松四郎遺文選 松廼舎遺稿」(昭和三十五年)、三七七—三八一頁。
- (53) 「職員録 昭和十四年七月一日現在」『内務省人事総覧 第三卷』(日本図書センター、平成五年) 参照。
- (54) 高松四郎「札幌神社社務引継説明書」高松忠清編「高松四郎遺文選 松廼舎遺稿」(昭和三十五年)、三七七—三八一頁。
- (55) 高松四郎「札幌神社社務引継説明書」高松忠清編「高松四郎遺文選 松廼舎遺稿」(昭和三十五年)、三七七—三八一頁。
- (56) 高松四郎「札幌神社社務引継説明書」高松忠清編「高松四郎遺文選 松廼舎遺稿」(昭和三十五年)、三七七—三八一頁。
- (57) 高松四郎「札幌神社社務引継説明書」高松忠清編「高松四郎遺文選 松廼舎遺稿」(昭和三十五年)、三七七—三八一頁。
- (58) 北海道神宮所蔵『自昭和十五年一月 日誌 札幌神社』には、昭和十五年一月二十八日、「宮司午後五時 木下代議士宅ヲ訪問ス」との記載がある。これ以前にも、北海道神宮所蔵『昭和十三年七月一日起 日誌 札幌神社』に拠れば、昭和十三年十一月三日、「木下代議士ヲソノ自邸ニ訪問ス」との記載があり、同年十二月五日にも「午後一時 宮司衆議院議員木下成太郎訪問ノタメ出札ス」とあり、当時建議案の実現に高松と木下が奔走したことを窺える。
- (59) 「第五類第一号 第七十五回帝国議会衆議院建議委員會議録(速記) 第六回」昭和十五年三月十六日、四五—四七頁。
- (60) 「第五類第一号 第七十五回帝国議会衆議院建議委員會議録(速記) 第六回」昭和十五年三月十六日、四五—四七頁。
- (61) 「第五類第一号 第七十六回帝国議会衆議院建議委員會議録(速記) 第三回」昭和十六年二月二十日、一一頁。
- (62) 「第五類第一号 第七十六回帝国議会衆議院建議委員會議録(速記) 第三回」昭和十六年二月二十日、一一頁。
- (63) 葦名ふみ「帝国議会衆議院における建議と請願—政府への意見伝達手段として—」『レファレンス』平成二十二年十一月号。
- (64) 帝国議会に提出された「官幣大社札幌神社ニ明治天皇合祀ニ関スル建議案」における、衆議院議長から内閣総理大臣に意見書が送付されて以降の処理については、たとえば「官幣大社札幌神社ニ明治天皇合祀ニ関スル建議ノ件外一件」国立公文書館所蔵『昭和十六年公文雑纂 帝国議会ニ 決議 建議 昭和十六年 卷六十』には、昭和十六年の第七十六回帝国議会衆議院建議委員会で可決された同建議案について、内務大臣による意見として「慎重考慮ノ要アルモ

ノト認ム」とあり、「官幣大社札幌神社ニ明治天皇合祀ニ関スル建議外一件ヲ審査スルニ右建議ニ対スル同大臣ノ意見ハ相当ノ儀ト被認ニ付請議ノ通閣議決定相成然ルベシ」とあつて、昭和十六年八月八日付閣議決定されている。

(65) 橋文七編『木下成太郎先生伝』（木下成太郎先生伝刊行会、昭和四十二年）。

(66) 北海道神宮所蔵『責任役員会綴 自昭和二十七年至昭和四十三年』。

(67) 『福島利雄追憶集』（故福島利雄記念出版会、昭和三十一年）、北海道神宮所蔵『昭和三年度以降 札幌敬神講社代表委員名簿 札幌神社社務所』。

(68) 北海道神宮所蔵『責任役員会綴 自昭和二十七年至昭和四十三年』。

(69) 北海道神宮所蔵『祭神増加並神宮号に御改称の件』審議の札幌神社総代会々々議録』。

(70) 神社本庁が昭和二十一年二月三日に設立されて以降、神宮号に改称した神社には、昭和二十九年五月に伊弉諾神社が伊弉諾神社に改称した事例、昭和三十九年九月に札幌神社が北海道神宮に改称した事例、昭和四十九年七月に英彦山神社が英彦山神社に改称した事例があり、伊弉諾神社および北海道神宮は戦前から既に神宮号改称運動に着手していた。

(71) 北海道神宮所蔵文書「札幌神社に明治天皇を増祀し社名を北海道神宮と改めることを妥当と認める理由書」は、表紙に「昭和三十七年八月十四日 神社本庁調査部長」とあり、日付から見ると、昭和三十七年十二月以降取り纏められた宮内庁長官宛陳情書に関する文書と推察される。

(72) 岡田米夫先生遺稿刊行会篇『岡田米夫先生 神道論集』（昭和五十六年）。

(73) 北海道神宮所蔵「奉賛会発足に際し神社本庁と打ち合せのため宮司と同行出張の報告書」。

### 附記

本稿は、國學院大學研究開発推進機構研究開発推進センター平成二十五年度研究事業「北海道神宮の研究」における研究成果の一部である。特に北海道神宮、北海道立図書館、北海道立文書館、国立国会図書館、国立公文書館、國學院大學図書館各関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。